

広報かどま 8（2026）年 2 月号

据置型 Wi-Fi ルーターの契約は慎重に

（事例）機種変更に行ったショップで据置型 Wi-Fi ルーターを勧められた。Wi-Fi は使わないと伝えたら、「ルーター本体は 7 万 3 千円（3 6 回払い）だが、毎月 2 千円割引くので実質無料」と言われ契約した。後日請求書を確認したら通信料金が前月より 5 千円高かった。ショップに確認すると、実質無料になるのは本体で別途通信料金が 5 千円かかると言われた。解約したいと言うと中途解約する場合はルーター本体の代金を一括で払ってもらおうと言われた。納得できない。

（助言）実質無料と説明された据置型 Wi-Fi は中途解約すると毎月の割引がなくなり本体代金の残債を払う必要があります。契約前に、請求金額だけでなく通信料金やルーターの本体代金、解約時に発送する料金についても確認しましょう。契約内容でトラブルが生じた場合には消費生活センターに相談しましょう。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249